

性能評価業務及び試験確認業務における臨時調査に係る業務規程

制定 令和6年11月14日 危保規程第39号

第1 目的

この規程は、性能評価業務及び試験確認業務において、評価あるいは確認（以下「性能評価等」という。）を受けた者からの申請にもとづき実施する臨時調査について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 臨時調査の実施

- 1 性能評価等を受けた者は、事故等の不具合事象が発生した場合で原因が不明な場合等において、様式第1に關係資料を添えて、理事長に臨時調査を申請することができる。
- 2 理事長は、真正かつ公正な業務の遂行上必要と認める場合は、性能評価等を受けた者が指定する場所に協会の職員を派遣し、臨時調査等を実施するものとする。なお、臨時調査等は2名以上で実施するものとする。
- 3 協会の職員は必要により、關係者の承認を得て性能試験、立会試験等を行うことができるものとする。
- 4 理事長は、様式第2により臨時調査の結果を通知するものとする。なお、当該通知書に性能評価等の業務規程に規定された手続きの記載のある場合、当該通知を受けた者は、その手続きを履行しなければならないものとする。

第3 臨時調査の手数料等

臨時調査の手数料等の額は、1の手数料に消費税相当額を加算した額に、2に定める旅費等の額を加算した額とする。

- 1 臨時調査の手数料の額は、調査内容に応じて理事長が別に定める額とする。
- 2 協会の職員の旅費等の額は、次のとおりとする。
 - (1) 旅費等は、次に定める額の合計額とする。
 - ア 日当
1日につき 2,200円
 - イ 宿泊料
甲地方 1日につき 10,900円
乙地方 1日につき 9,800円
 - ウ 交通費相当額
 - (2) 外国で行う臨時調査に係る旅費等の額は理事長が別に定める。
- 3 臨時調査に必要と認められる1及び2以外の経費に相当する額は、理事長が別に定める。

4 臨時調査の実施において、別途性能試験、立会試験等が必要な場合の手数料等の額は理事長が別に定める。

第4 雑則

この規程に定めるもののほか、性能評価業務及び試験確認業務における臨時調査の実施に必要な事項は理事長が定める。

附則

1 この業務規程は、令和6年11月14日から施行する。